

保育所等訪問って？

児童福祉法に基づき、訪問専門員が保育園・幼稚園・小中学校・高校・特別支援学校に訪問し、先生と相談しながら実際の生活の場で直接支援をおこないます。また、ご家族や担当職員に、お子さまの個々の発達の特性に配慮する点など、必要な支援について助言をおこなっていきます。

なぜ必要とされているのか？

- ①発達上の課題が保育所等の集団場面で気付かれることが多い事。
- ②通所支援で身に付けたことが保育所等の集団の場面に般化しにくく、不適應を起こす事も少なくない事。
- ③通所支援を終え、保育所等へ移行した後へのフォローアップが不十分である事。
- ④障害特性の個別性からくる支援の困難さが保育所等の職員を疲弊させる一方で、保護者が保育所等に対してもどかしさを感じ、結果として保育所等と保護者の間にあつれきが生じることが少なく無い事。

インクルージョン(十人十色、個々のニーズに合わせる)推進の風潮に乗った未来志向型の事業として期待されている。

どのような児が対象なのか？

(はなはなパンフレットより)

対象児童

・霧島市、姶良市の一部に居住し、保育園・幼稚園・小中学校・高校・特別支援学校、に通う発達が気になるお子さまや集団場面で配慮の必要なお子さま。

(保育所等訪問手引書より)

保育所等訪問の対象となる子どもは、児童福祉法に定める「障害児」であり、①保育所等(幼稚園、学校など)の施設に通い、②集団での生活や適応に専門的支援が必要である子どもです。

なお「障害児」の認定にあたっては医学的診断や障害者手帳の有無は問いません。

どこで誰が実施するのか？

園や学校などお子さまが集団生活をしている場所に訪問支援員が出向いて実施します。

はなはなでの訪問支援員（R元年12月現在）

- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士

保育所等訪問の利用について

○申請者は保護者です。

保護者が保育所等訪問支援にかかる給付費支給申請を市町村に行う必要があります。

保護者が必要性を感じていることが、この支援を利用する為の条件の一つとなります。

同時に子どもと並んで、支援を利用する主体者でもあるということになります。

どのような事を行うのか？

- 保護者ニーズ、学校のニーズに合わせて実施していきます。
(例:授業中ノートを取れていないようで、あまりついていけない。

怒ると物を投げる事が多く、心配など)

- 専門職が行動の「なぜ？」を一緒に考え、その上で対応を検討していきます。

- 先生方と話し合いながら学校で実施できそうな、対応を決定していきます。